

第 4235 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 5月10日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 地震保険料控除

**Q**：地震による損害は地震保険に加入していないと補償がないそうなので、地震保険に加入しようと思います。特典はありますか？

**A**：地震保険料控除(所得控除)があります。

### 【解説】

地震保険は、火災保険とセットで加入できるものとなっていますので、地震保険だけで加入するということにはできないことになっています。

地震保険に加入しますと、地震だけでなく、津波や地震を原因とする火災や損害を補償してくれます。

税務においては、支払った保険料の金額に応じて次の地震保険料控除(所得控除)が認められています(年末調整又は確定申告)。

- ①年間支払保険料が5万円超の場合  
一律5万円
- ②5万円以下の場合  
支払金額の全額

なお、平成18年の12月末までに加入した保険期間が10年以上の長期損害保険契約の保険料には、次の旧長期損害保険料控除が認められており、両方加入している場合は、それぞれの合計額まで(最高5万円)所得控除が認められることとなっています。

- ①年間支払保険料が1万円以下の場合  
全額
- ②1万円超2万円以下  
支払金額×1/2+5千円
- ③2万円超  
1万5千円

